

上水道給水要望工事に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)第14条ただし書の規定に基づき、給水装置工事の申込み(以下「給水要望」という。)があった場合において、敷地内へ給水装置を設置する工事及び敷地内へ給水装置を設置するための分岐工事以外の工事(以下「工事」という。)を市が施工することが適当と認められるものについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託配水管とは、要望者が給水を行うために必要な配水管を、要望者と浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「水道事業管理者」という。)の間で「給水要望工事施行協定書」を締結し、水道事業管理者が施工する配水管をいう。
- (2) 飲料水とは、人が飲用に供する水道水をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号に掲げる全ての要件に該当した場合、適用する。

- (1) 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)第3条第2項第1号アに規定する給水区域内の上水道未整備地区(給水区域内で未だその地域に配水管の布設がなされていない地域をいう。)であること又は、上水道整備地区内において、配水管が給水管の分岐に必要な口径を満たしていないこと。
- (2) 当該工事施工箇所が公道(道路法(昭和27年法律第180号)第2条に規定する道路若しくは浜松市法定外道路管理条例(浜松市条例第30号)第2条に規定する道路又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路をいう。)の場合は、1戸以上の、それ以外の道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路、以下「私道」という。)の場合は、2戸以上の給水要望をした者(以下「給水要望者」という。)が当該工事によって布設された管路(敷地内へ布設する部分及び敷地内へ布設するために分岐した部分を除く。以下「受託配水管」という。)より速やかに給水を受けること。
- (3) 官公署(国の諸機関、地方公共団体の諸機関、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則抄第5条の団体)が給水希望者でないこと。
- (4) 市が当該工事を施工するものであること。

- 2 給水要望は、次に掲げる事項のいずれかを満たしたものについて受付することができる。
- (1) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたもの。(建築確認)
 - (2) 都市計画法(昭和43年度法律第100号)第32条及び29条第1項の許可を受けたもの。(開発行為)
 - (3) 法の手続きを必要としない宅地分譲で区画割が確認できるもの。
 - (4) 「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」第3条に該当する土地利用事業のうち、土地利用委員会の同意を得たもの。(開発行為に当たらないもの)

(要望区分)

第4条 要望区分は一般要望及び集合要望とする。

- (1) 一般要望は、次に掲げるものとする。
 - ア 一戸建て専用住宅及び併用住宅(個人所有の住宅)
 - イ 自治会が運営する公会堂等
 - ウ 既存分譲集合住宅(区分所有の住宅)
- (2) 集合要望は、次に掲げるものとする。
 - ア 集合住宅(賃貸及び新築分譲)
 - イ 民間が運営する事務所、店舗、病院、学校施設、社会福祉施設、又は宿泊施設等
 - ウ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち、許可を要するもの
 - エ 「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」第3条に該当する土地利用事業のうち、ウに掲げるものを除いたもの
 - オ 宅地分譲2区画以上
 - カ 建売分譲1区画以上

(費用負担)

第5条 この要綱に基づく給水要望者の負担する工事費は、次による。

- (1) 一般要望が適用された場合 当該工事施工箇所に布設を必要とする受託配水管の総延長から、これにより給水する者の戸数に10メートルを乗じて得た延長を差し引いた受託配水管の長さに応じた工事費の額、又は工事費の2分の1のいずれか少ない方を負担とする。ただし、給水する者の戸数に10メートルを乗じて得た延長が受託配水管の総延長を超える場合及び受託配水管の総延長が10メートル以下の場合は、工事費の負担はないものとする。
- (2) 集合要望が適用された場合 受託配水管の総延長に係る工事費の2分の1の額とする。ただし、受託配水管の総延長が10メートル以下の場合は、工事費の負担はないものとする。

2 工事費は、浜松市水道事業給水条例第15条に基づき算出され、単価については、上水道給水要望受付時に適用されている受託配水管布設要望単価により算出されたものとする。

(工事費の予納)

第6条 給水要望者は、浜松市水道事業給水条例第16条の規定に基づき、前条により算定された金額を予納しなければならない。

(給水要望の申し込み等)

第7条 給水要望者は、別に定める上水道給水要望書及び関係書類をあらかじめ水道事業管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託配水管の総延長が10メートル以下の場合は、上水道給水要望書の提出を省略することができる。

3 第3条第2号で定める私道にあっては、別に定める私道水道管設置承諾書を提出しなければならない。

4 上水道給水要望書提出後、新たに当該箇所より給水を希望する場合は、速やかに別に定める追加要望届を提出しなければならない。

5 上水道給水要望書提出後、給水要望の取下げがある場合は、速やかに別に定める取下げ要望届を提出しなければならない。

6 上水道給水要望書提出後、要望代表者に変更が生じた場合は、速やかに別に定める代表者変更届を提出しなければならない。

7 都市計画法第32条の開発行為に関する同意協議書の提出と同時に要望工事の事前協議を行わなければならない。

(上水道の使用)

第8条 給水要望者は当該工事完了後、直ちに上水道を飲料水として使用しなければならない。ただし、第4条第2号ア、オ及びカに該当するものにおいて、使用者が未定の場合はこの限りではない。

2 上水道使用開始後は、原則として、給水装置の中止及び廃止はできない。

(受託配水管の所有権)

第9条 受託配水管の所有権は当該工事完了後、浜松市上下水道部に帰属する。

(協定書の締結)

第10条 この要綱に基づき受託配水管の工事を行う場合は、水道事業管理者と給水要望者の間において給水要望工事施工協定書の締結を行わなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、上水道給水要望工事に関する必要な事項は、「上水道給水要望工事取り扱い基準」で定める。

附則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の上水道給水要望工事に関する要綱の規定により申込をした者は、改正前の上水道給水要望工事に関する要綱の規定を適用する。